

熊本市歯科保健推進協議会運営要綱

制定 平成19年 4月 1日健康福祉局長決裁  
 改正 平成20年 4月 1日健康福祉局長決裁  
 平成24年 3月21日健康福祉局長決裁  
 平成24年 8月31日健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条に基づき、熊本市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 健康づくりと口腔の疾病予防対策に関すること。
- (2) 歯科保健の普及啓発に関すること。
- (3) 医療・保健・福祉及び教育等の関係機関との機能連携等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本市における歯科保健の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を1人置き、会長は委員の互選によりこれを選任し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(検討委員会の設置)

第6条 協議会は、必要に応じて検討委員会を設置することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉子ども局健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。